

鶴ヶ島市議会基本条例

〔平成 21 年 3 月 25 日〕
条 例 第 1 1 号

改正 令和5年3月1日条例第1号

鶴ヶ島市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制の下、市民から選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた執行機関である鶴ヶ島市長（以下「市長」という。）とともに、市民の負託にこたえる責務を負っている。

議会は、合議制の機関の特性を最大限に生かすために、開かれた議会づくりを推進し、多くの市民と意見の交換をし、議員同士の議論を活発に行い、論点や課題を明らかにして、多様な市民の意見を集約していく。

市長とは、相互に緊張ある関係を保ち、政策の立案と提言をしながら、鶴ヶ島市としての最良の政策を導き、その執行を監視し評価していく。

制度の上では、議会の意思が市民の意思であり、議会の決定が市民の決定である。

不断の努力を重ね、資質を高め、真に、市民の負託にこたえ得る議会であるための最も根幹をなす支柱として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営に関する基本的事項を定めることによって、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民参加を基本とした鶴ヶ島市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営を行うこ

と。

- (3) 市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明を行うこと。
- (4) 議会運営に関する申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議員間の自由な討議を行うこと。
- (2) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握すること。
- (3) 市民の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 不断の研さんにより、自らの資質を向上させること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

(市民参加)

第5条 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の会議を原則として公開する。

- 2 議会は、市民に対しその有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たすものとする。
- 3 議会は、議員と市民が自由に意見の交換を行うことのできる場を設置し、市民の多様な意見を把握するとともに、市民参加の推進に努めるものとする。
- 4 議会は、前2項の実現のために、市民と議員との懇談会を開催する。
- 5 議会は、請願の審査に当たっては、請願の提出者の趣旨を表明する機会を設けることができる。

(議員と市長その他の執行機関との関係)

第6条 議員と市長その他の執行機関は、議会の会議に当たっては、市政上の論点及び争点を明確にするとともに、緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 本会議又は常任委員会若しくは特別委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質問又は質疑を受けたときは、その論点を整理するために、

議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対して質問をすることができる。

(重要な政策の説明)

第7条 議会は、市長が提案する政策のうち議会が重要であると認めるものに関して、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、その政策に係る次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- (1) 提案に至る背景及び経緯
- (2) 他の地方公共団体における類似する政策との比較検討の結果
- (3) 提案に至るまでの過程における市民との連携の内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源の状況
- (6) 将来にわたる費用負担の状況

(議決すべき事件)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、鶴ヶ島市総合計画の策定に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第2号の基本構想及び同条第3号の基本計画の策定、変更又は廃止とする。

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議会が議員による討論の場であることを十分に認識し、議案の審議に当たっては、議員間の自由な討議により議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。

(調査制度等の活用)

第10条 議会は、議案の審議に当たっては、法の規定による専門的事項に係る調査制度、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。

(政務活動費)

第11条 議員は、議員の調査研究その他の活動に資するため、鶴ヶ島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の規定により交付される政務活動費を有効かつ適正に執行しなければならない。

2 議長は、鶴ヶ島市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により提出された政

務活動費収支報告書を公表するものとする。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議員の研修の充実及び強化に努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第13条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び形成の能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化に努めるものとする。

(議員の行動規範)

第15条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(災害時の対応)

第16条 議会は、災害時においても機能的に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、鶴ヶ島市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

(他の条例その他の規程との関係)

第17条 議会は、この条例が議会運営に関する基本的事項を定める条例であることを自覚し、議会に関する他の条例その他の規程を制定し、改正し、又は廃止する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(継続的な検討)

第18条 議会は、議員の一般選挙後、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるもの

とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第27号）抄

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の規定による施行の日から施行する。

附 則（平成27年条例第20号）

この条例は、鶴ヶ島市総合計画の策定に関する条例（平成27年条例第2号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

※下線部分は、改正により加えた条文